

## 介護保険サービス事業者等に対する行政処分について

指定居宅サービス事業者に対し、次のとおり介護保険法（以下「法」という。）に基づく指定の全部の効力の停止を行いました。

### 1 対象事業者

- (1) 法人名称 一般社団法人こらぼ
- (2) 代表者氏名 代表理事 高橋 春美
- (3) 法人所在地 福島市鳥谷野字館 47 番地の 1

### 2 対象事業所

- (1) 事業所名称 こらぼステーション
- (2) 事業所所在地 福島市鳥谷野字館 47 番地の 1
- (3) 事業所番号 0770105880
- (4) サービス種類 訪問介護

### 3 処分の内容

指定の全部の効力の停止

### 4 処分の期間

令和 4 年 3 月 1 日から令和 4 年 5 月 31 日まで

### 5 処分理由

- (1) 運営基準違反（介護保険法第 77 条第 1 項第 4 号）  
無資格者によるサービス提供が行われ、無資格者がサービス提供を行った際に、サービス提供記録に別の氏名を記載し、虚偽の書類を作成した。
- (2) 不正請求（介護保険法第 77 条第 1 項第 6 号）  
無資格者によるサービス提供を行い、不正に介護報酬を請求した。
- (3) 法令違反（介護保険法第 77 条第 1 項第 10 号）  
同法人で運営する障害福祉サービス事業所において、不正に介護給付費を請求した。

## 6 事業者に対する経済上の措置

本件で認定している不正請求に対し、返還金の徴収を求めることとする。